2025年度　所定疾患施設療養費　算定状況

厚生労働省が定める基準に基づき、前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

「所定疾患施設療養費」とは、肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものです。

算定状況（2025年4月1日～2026年3月31日）

	対象者（人）	算定日数	投薬回数	検査回数	注射回数	処置回数
肺炎	1	6	0	0	12	0
尿路感染症	38	216	204	38	24	0
帯状疱疹	4	27	8	0	0	26
蜂窩織炎	0	0	0	0	0	0
慢性心不全	0	0	0	0	0	0

介護老人保健施設コスモス